

目白大学のバリアフリー および障害に関する学生の意識

Student Awareness of Barrier Free and Disabilities
at Mejiro University

矢島卓郎 村岡 蘭
(Yajima Takuro Muraoka Ran)

Abstract :

A questionnaire survey on the topics “barrier free” and “disabilities” was done with third year students in Mejiro University’s departments of Psychological Counseling, Social Welfare Services, Social Information, Media Presentation, and Business Administration. An interview survey was also done with staff of related departments and students with disabilities.

As a result of analysis of 220 students, understanding of “barrier free” differs by department, and their curriculum study up to that point is reflected in their degree of understanding. Also, few students are actively involved with students with disabilities, but they had strong potential consciousness regarding support. Also, the interview survey indicated a desire for development of the school environment and creating an environment which facilitates study.

Student manners in elevators etc. and their awareness of issues like inclusion are considered important for the university life of students with disabilities. On the other hand, efforts are also needed from students with disabilities, and we conjectured that many students have the basic culture to accept such efforts. Based on this, we stated the necessity of building a “university support system for development together”.

キーワード : バリアフリー、物理的バリア、心理的バリア、インクルージョン、障害学生、
修学支援

Key Word : barrier free, physical barrier, psychological barrier, inclusion,
students with disabilities, learning support

1. 緒言

1) 福祉・教育における潮流

「完全参加と平等」をテーマとした1981年の国際障害者年にはじまった波は、1983年から1992年にかけて国連障害者の10年などノーマライゼーション社会に向けた潮流となり、日本においても障害者施策に関する長期計画が策定され推進されるようになった⁹⁾。1993年に成立し、2004年に改正され障害者基本法では、国及び地方公共団体で障害者支援に関わる施策とその推進が義務づけられた。なかでも、多くの条項のなかに、教育、雇用の促進、公共的施設のバリアフリー化、情報の利用におけるバリアフリー化など障害者が自立して日常生活・社会への参加に向けた条項がもりこまれていた。

この枠組みにそった具体的施策は、2005年の障害者雇用促進法の一部改正・施行、学校教育法の一部改正・施行、発達障害者支援法の施行、障害者自立支援法の施行、ユニバーサルデザイン政策大綱の公表、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）の施行など、障害者の雇用・就業、教育・育成、生活支援、生活環境の領域で、相互に関連づけられて推進されている⁹⁾。

障害者の経済的負担の問題からいろいろな批判もある障害者自立支援法も、1999年の社会福祉基礎構造改革でうたわれた障害者の福祉サービスを措置制から契約制に大転換し¹³⁾、障害者自身がよりよいサービスを選択・自己決定する利用者本位のサービス体系にするもので、支援費制度の延長上にある。

また、学校教育法の一部改正では、児童生徒などの障害の重複化に対応した適切な教育を行うため、従来の盲・聾・養護学校（知的・肢体不自由・病虚弱）から障害別を超えた特別支援学校にすること、障害のある子ども一人一人のニーズに応じてきめ細やかな支援を乳幼児から学校卒業後まで一貫して計画的に教育や療育を行うこと、特別支援教育の対象に学習障害(LD)・注意欠陥多動性障害(ADHD)、自閉症などの発達障害児を含むこと、特別支援学校が地域の教育・福祉支援のセンター的な役割を持つこと、などがもりこまれている⁹⁾。

このような教育における変革は、1994年にスペインのサラマンカにおいてユネスコと協力しスペイン政府によって組織された会議で発表された「特別なニーズ教育における原則、政策、実践」をうたった声明からはじまった。そこには、インクルージョン(inclusion)の原則、すなわち、すべての人を含み、個人主義を尊重し、学習を支援し、個別のニーズに対応する施設に向けた活動の必要性の認識を世界に対して表明しており、インクルーシブ教育(inclusive education)のアプローチを促進するために「万人のための学校」を求めている。この思想は、バンク・ミケルセンら⁷⁾のノーマライゼーションが知的障害者の視点からはじまったのに対して、アメリカの教育における黒人差別からはじまったとされるもので、インクルージョン社会の基盤をつくることにつながる事が期待されている。

また、2001年に国連で採択された国際生活機能分類(ICF)⁵⁾では、これまで医学的にとらえていた障害を環境因子、個人因子を考慮して活動や参加に向けた生活モデルでとらえることを提案し、医療・リハビリ、介護、教育の領域において個別計画を作成する一視点として活用されるようになってきた。

日本の福祉、教育に関わる最近の潮流は、このような観点が相互に織り込まれながら推移しているといえよう。

2) バリアフリー

日常的に違和感なく聞かれるようになってきた「バリアフリー」とは、「障害をもつ人々が、生活環境(住宅、地域施設、交通施設)において、普通に生活することを阻んでいる障壁(バリア)をなくすこと」とされている⁹⁾。

バリアフリーは、1961年に全米建築基準協会が「身体障害者にアクセスしやすく使用しやすい建築・施設設備に関するアメリカ基準仕様書」を作成したことからはじまった。その後、1990年に施行された障害をもつアメリカ人法(ADA)で障害者への差別を撤廃し、すべての人に保障されている基本的権利を障害者にも保障するための規制を定め、その規制対象は雇

用、交通機関、公共施設、一般営業施設における差別の禁止、利用上のバリアフリー、視覚・聴覚障害者のための通信システムの供与など広範にわたる。

日本の施策では、厚生省（現厚生労働省）が1973年度以降、「身体障害者福祉モデル都市事業」、「障害者福祉都市事業」、「障害者の住みよい街づくり事業」を行い、自治体を単位に、障害者の生活環境、住宅の改善、障害者福祉サービスの体系的実施、心身障害児の早期療育および市民啓発の4事業を推進した。1990年度以降は、障害者・高齢者を対象に「住みよい福祉のまちづくり事業」、「障害者や高齢者にやさしいまちづくり推進事業」が実施された。

一方、建設省（現国土交通省）では、1991年度以降「福祉のまちづくりモデル事業」、「生活福祉空間づくり大綱」、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」の制定、「人にやさしいまちづくり事業」などが実施されている。

また、運輸省（現国土交通省）は2000年に、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」を制定した。そして、2006年にはハートビル法と交通バリアフリー法を統合したバリアフリー新法（「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」）が成立、施行され、物理的バリアフリーのみならず、心理的・社会的バリアフリーの重要性が施策にももりこまれている⁹⁾。

現在、障害者を取り巻く社会環境には、①機械・建築・都市環境における物理的バリア、②資格制限、大学など入試制度、就職、任用試験などにおける制度的バリア、③点字や手話サービスなど情報保障の欠如による文化・情報面のバリア、④無理解、偏見、差別などの意識上のバリアの四つのバリアがあるとされている。

3) 日本の障害学生の現状

2008年度に独立行政法人日本学生支援機構で行った「大学・短期大学・高等専門学校における障害学生の修学支援に関する実態調査」²⁾は1,230校で回収率100%であった。これによる

と、障害学生が在籍する大学は710校で学校総数の57.7%にあたり、また、学校に在籍する障害学生は5,404名で学生総数に対して0.17%であった。2004年度の調査に比べて学校数で242校増加し、その割合も40.1%から17.6%増えて半数を超えた^{2) 3) 4) 14)}。

障害種別には、多い順に肢体不自由が2,068名、聴覚・言語障害が1,355名、病・虚弱が703名、視覚障害が577名、発達障害が178名、重複79名で、その他が444名であった。障害学生のうち、学校に支援を申し出た支援学生は2,972名であり、障害学生の50.0%にあたる。支援を受ける学生の障害種別では、肢体不自由が1,088名（52.6%）、聴覚・言語障害が923名（68.1%）、病・虚弱が206名（29.3%）、視覚障害が452名（78.3%）、発達障害が91名（51.1%）、重複58名（73.4%）、その他154名（34.7%）であり、視覚障害、聴覚・言語障害、重複で支援を受ける障害学生の割合が高いといえる。また、最近注目されている発達障害をもつ学生は、医師の診断のあることを条件として調査されているが、133名がアスペルガー障害を含む高機能自閉症であり、彼らが在籍する学校数は98校で約8%にあたるのが指摘されている。

高等教育機関に年々増加する障害学生や支援を必要とする障害学生に対して、学生を受け入れた大学は、大学独自に修学支援を行っており、その支援内容や支援体制は大学によって異なる^{3) 6) 12) 16) 17) 19)}。2007年現在で、ノートテイク、手話通訳、点字などの授業保障の実施校は397校で、支援障害学生が在籍する学校の34.0%で実施されている。また、障害学生を支援するために、障害学生委員会、バリアフリー委員会、支援担当者会議などを設置している学校は、88校で回答校の7.5%、修学支援を対象とした部署・機関を設置している学校は28校で同様に2.4%、コーディネイト業務を専門に行うスタッフは40校（3.4%）で配置されている。

2004年には学生支援機構のなかに学生支援部特別支援課が設置され、障害学生修学支援ネットワーク事業を立ち上げて、研修、研究促進、相談事業を柱に、障害学生修学支援体制の整備

や取り組みの共有化を図っている。2007年には、国立大学4校と私立大学3校を拠点校とし、1大学1機関を協力機関として研究・啓発がはじまっている³⁾。

4) 本研究の目的

本研究では、目白大学に障害学生が修学していることをふまえて、修学環境として不可欠な学内のバリアフリーに着目し、その現状を把握するとともに、そのバリアフリーをどの程度学生が意識しているか、また、大学で生活する障害学生をどのように意識しているかについてアンケートによる調査を実施し、それらに基づいて、大学において障害学生がともに学ぶ意義とそのための課題について考察することを目的とした。

2. 方法

1) アンケートによる調査方法

(1) 調査票

調査票は基本属性と目白大学の「バリアフリー」と学生の「障害観」に関する質問項目、全22の設問で構成した。回答の方法は基本的に多肢選択法と自由記述による。

(2) アンケート対象者と調査法

本大学の心理カウンセリング学科（以下、心理）、人間福祉学科（以下、福祉）、社会情報学科（以下、社情）、メディア表現学科（以下、メディア）、経営学科（以下、経営）の各学科3年生を対象とし、調査に協力いただいた教員の授業内に集合調査法で実施した。各学科の学生数とアンケート回収数とその割合を表1に示した。

表1 アンケート回収数と分析対象数

学 科	学生数	回収数 (%)	分析対象数
心理	147	82 (47.1)	49
福祉	130	96 (73.8)	43
社情	123	50 (40.7)	41
メディア	141	68 (48.2)	47
経営	120	53 (44.1)	40
合計	688	349 (50.7)	220

(学生数は2008年10月1日現在)
(%は学生数に対する割合)

(3) アンケート実施期日

2008年10月6日～11月3日にかけて実施した。アンケートの実施時間は10分以内であった。

(4) アンケートの回収率

授業終了後に回収した調査票のうち、3年生は同学年学生総数の50.7%にあたる349名であった(表1参照)。

(5) アンケート分析法

アンケートの分析対象者は、回収したアンケート数が最も少ない学科の3年の学生数が33.3%であったため、各学科のその割合に相当する数をアンケート対象としてランダムに抽出した。その結果、アンケート対象総数は220名であり、学科ごとに各設問で単純集計を行い、各項目回答数を割合に換算した。また、対象者の所属学科と設問間でクロス集計を行い、カイ二乗検定¹⁸⁾の結果も交えてその特徴を分析した。自由記述は主に多かった回答を項目ごとにまとめた。

2) 聞き取りによる調査方法

障害学生及び大学関係者に聞き取り調査を行ない、質問項目を整理した。具体的には以下の通りである。

(1) 障害学生

① 聞き取り対象者

予め了解が得られた人間福祉学科で弱視のAさん、心理カウンセリング学科で車いすを使用しているBさんを対象とした。

② 聴取内容

聞き取りの内容は、「学内生活送るうえで不自由に感じる点」と「今後の改善策」などについてとした。聞き取り項目を日常会話のなかに盛り込み、自然の形で聞き取ることにした。

③ 聞き取り実施期日

2008年10月にそれぞれ約1時間聞き取りを行った。

(2) 大学関係者

① 聞き取り対象者

大学入試広報部と学生支援部の担当者、それぞれ1名であった。

② 聴取内容

「障害学生の状況」、「障害学生の入試における配慮」、「障害学生の大学生活の状況と大学の対応」について聞き取りを行った。

③ 聞き取り実施期日

2008年10月と2009年10月にそれぞれ約1時間、協力を得た。

3. 結果

1) 学生に対するアンケート結果

(1) 回答者

5学科の分析対象数は220名とし、各学科の学生数の33.3%になるようにしている。分析対象とした学生は男性が98人、女性が122人であり、それぞれ約45%と約55%であった。全体としては、回答者に大きな性別の差はないが、心理、社情、メディアは女性が男性の約2倍、逆に経営は男性が約3倍であったが、今回は性別による回答の差については言及しない。各学科の性別による人数を表2に示す。

表2 性別でみたアンケート回答数 (人)

	男	女	計
心理	15	34	49
福祉	23	20	43
社情	15	26	41
メディア	16	31	47
経営	29	11	40
合計	98	122	220

(2) バリアフリーの認知度

「バリアフリー」という言葉は、220名のうち94%にあたる209名の学生が「知っている」と答え、心理、福祉では100%であった。一方、「知らない」と答えた学生は社情、メディア、経営で2～4名おり、計11名で全体の6%であった(表3)。

バリアフリーに関する理解について表4に示す。それによると、「点字・スロープ等」が最も多く、「生活しやすい・安全な環境」、「障害者のための設備・施設」の順であり、「サポートする・壁をなくす取り組み」、「不自由なく生活し、社会に進出できること」は合わせて10名と少

表3 「バリアフリー」の認知度 (学科別) (人)

	知っている	知らない
心理	49	0
福祉	43	0
社情	39	2
メディア	42	5
経営	36	4
合計	209 (94%)	11 (6%)

ない。これを学科別にみると、「点字・スロープ等」は心理、メディア、経営で多く、福祉は「生活しやすい・安全な環境」が多い。一方、「サポートする・壁をなくす取り組み」、「不自由なく生活し、社会に進出できること」は心理の学生に多い。この結果から「点字・スロープ」「生活しやすい・安全な環境」と各学科の間でカイ二乗検定を行ったところ、1%水準で有意差が認められた ($p < 0.01$, $df : 3$, $\chi^2 = 22.9$)。

学内でバリアフリーが配慮されていると考える場所は、「エレベーター」に注目した学生が最も多く、「トイレ」、「階段」が続く。これを、学科別でみると、特に福祉、社情、メディア、経営の学生は「エレベーター」と「トイレ」が多いのに対して、心理は「階段」を指摘した学生の割合が高かった(表5)。学科別で認知の違いがみられたため、各学科間でバリアフリーの認知に違いがあるか、多く取り上げられた「エレベーター」「階段」「トイレ」でカイ二乗検定を行った。その結果、各学科間では5%水準の有意差があり ($p < 0.05$, $df : 8$, $\chi^2 = 17.2$)、また、心理と福祉の間では1%水準で有意差が認められた ($p < 0.01$, $df : 2$, $\chi^2 = 20.0$)。しかし、福祉と心理以外の学科では有意差は認められなかった。

学生が学内生活を送るうえで不自由に感じる学生は全体の32.2%であった。不自由に感じる理由は、エレベーターに関する意見が最も多く、具体的な内容としては「せまい」、「なかなか来ない」というものである。なかでも、1号館のエレベーターは現在1台しか設置されていないため、もっと増やして欲しいとの声があがった。

(3) 障害を持つ方との関わり

何らかの障害を持つ人と過去に直接に関わったことがある学生は、全体の70%であった。そのうち、関わったことのある障害児者は「知的障害児者」が46%と最も多く、続いて「身体障害児者」が40%、「視覚障害児者」が17%、「聴覚障害児者」が13%、「その他」が2%であった。その他は、発達障害などが含まれていた。これらを学科別に表6に示した。最も多かった「知的障害児者」との関わりでは、福祉、心理が多く、メディアと続く。この傾向は「身体障害児者」と「視覚障害児者」においても同じであるが、「聴覚障害児者」では福祉のみが多い。

ボランティア経験では、全体の約半数が過去

に何らかのかたちで障害を持った方と接したことのある一方、具体的に障害児・者の支援に関するボランティアや実習に参加したことのある学生は、福祉が約37%と最も多く、次に心理が約30%であった。

障害に対する意識として「特別に思う」と答えた学生は全体の約37%、「特別に思わない」と答えた学生は約63%であった。「特別に思う」主な理由は、「不自由・ハンデがあるから」、「特別な援助が必要だから」、「特別という区別はいけないが、やはりどこか違った部分があるから」などといった意見が多かった(表7)。この「違った部分」というのは、目に見える障害の有無だけでなく、障害者に関する特別な「制度」

表4 学科別にみたバリアフリーの理解

(人)

	心理	福祉	社情	メディア	経営
生活しやすい・安全な環境	9	25	12	5	8
点字・スロープ等	26	11	12	22	20
障害者のための設備・施設	8	0	11	12	3
サポートする・壁をなくす取組み	5	0	0	1	1
不自由なく生活し、社会に進出できること	1	1	0	1	0

表5 学科別のバリアフリーの認知度

(人)

	階段	廊下	トイレ	エレベーター	食堂	その他
心理	16	8	4	18	5	9
福祉	11	8	25	20	10	9
社情	8	5	11	13	10	3
メディア	7	7	17	23	10	1
経営	6	2	11	14	8	1
合計	48	30	68	88	43	23

表6 関わりを持ったことのある障害児・者

(人)

	身体障害	知的障害	視覚障害	聴覚障害	その他
心理	24	28	14	5	3
福祉	24	31	12	10	1
社情	14	9	3	6	0
メディア	17	21	6	4	0
経営	10	12	2	4	1
合計	89	101	37	29	5

があることでの“違い”も含まれていた。一方、特別に思わない主な理由は、「同じ人間だから」、「自分になってもおかしくないから」、「不自由な部分があるだけで、自分と何ら変わらない」という内容が目立つ（表8）。また、「たとえ五体満足であっても、どうしようもない人間だっている」、「障害を持った方は努力をたくさんしている分、健康な人より他の能力が優れているように思う」などといった意見も少数みられた。

「自らが障害を持つ可能性を感じる」と答えた学生と、そうでない学生の割合がほぼ同じで、学科別に比較をしてみると、心理、福祉、社情の学生は「可能性を感じる」と答える学生が多い一方で、メディアは「感じない」と答える学生がわずかに多く、経営は両者とも同じ人数であった。

(4) 学内の障害学生との関わり

学生一人ひとりが学内において障害を持つ学生とどのような関わりを持っているのか調べ

た。アンケートを行なったすべての学生が「学内で何らかの障害を持った方を見かけたことがある」と答えた。しかし、実際に関わったことのある人はわずか全体の1/4にも満たない。そのようななかで、関わったことのある学生は福祉、心理の学生が多かった。

もし、学内で何らかの障害を持つ方が困っているのを発見した場合、学生はどのような行動をとるかという設問に対する回答で、最も多かったのは「声をかけられれば手助けする」という意見が全体の約57.7%で、メディアと福祉の学生が多い（表9）。また、「自ら積極的に声をかけ、手助けに努める」と答えた学生は30.4%で、心理の学生で顕著であった。この結果をふまえて、学科間と「自ら積極的に声をかける」「声をかけられれば助ける」でカイ二乗検定を行ったところ、心理と福祉で5%水準で有意差が認められる結果が示された ($p < 0.05$, $df : 1$, $\chi^2 = 4.0$)。

「障害とはどのようなことか」の質問に対す

表7 学科別にみた障害を特別視する理由 (人)

	心理	福祉	社情	メディア	経営	合計
違った部分を持っているから	4	2	2	3	2	13
特別な援助が必要だから	4	2	2	5	2	15
障害者のための設備・施設	6	0	3	6	5	20

表8 学科別にみた障害を特別視しない理由 (人)

	心理	福祉	社情	メディア	経営	合計
同じ人間だから	6	7	6	6	8	33
自分になってもおかしくないから	5	1	3	2	2	13
不自由な部分があるだけで変わらないから	1	2	0	1	0	4

表9 学科別に見た障害を持つ方への関わり (%)

	心理	福祉	社情	メディア	経営
自ら積極的に声かけする	11.4	4.5	5.0	5.0	4.5
他に助けを呼ぶ	1.4	1.4	0.5	2.3	1.4
声をかけられれば助ける	8.6	13.6	11.8	14.1	9.5
見て見ぬふりをする	0.0	0.0	0.5	0.5	1.8
その他	0.9	0.0	0.0	0.0	0.5

表10 障害に対するイメージ (%)

	心理	福祉	社情	メディア	経営	合計
不自由な点がある・大変・苦しい状態	5.9	5.1	4.1	4.1	5.5	24.5
個人の特徴・個性	3.6	3.2	1.8	0.5	1.8	10.9
誰にでも起こりうるもの	0.5	1.4	1.4	0.5	0.0	3.6
周囲がフォローすべきこと	1.8	0.0	0.9	0.9	0.5	4.1
自分で自分をダメだと思うこと	0.9	0.5	0.0	0.5	0.0	1.8

る自由記述では、「不自由な点がある・大変・苦しい状態」といった内容の意見が全体の約25%と最も多かった。次に、「個人の特徴・個性」が10%であった(表10)。特に、5学科に共通して1割程度の学生は、「障害」に対してどこかマイナスなイメージを持っていた。その一方で、「個性」という意見をはじめ「誰にでも起こり得るもの」や「周囲がフォローすべきこと」「自分で自分をだめに思うこと」といった意見を数名が記述していた。

3) 障害を持つ学生への聞き取り

(1) 弱視のAさん

① 学内生活送るうえで、不自由に感じる点

i. 教室の部屋番号が見えづらい

福祉学科の学生が主に使用する10号館は、比較的、各教室の部屋番号はドアの横に表示されているため、大きな不便を感じないが、次に使用する回数が多い1号館の教室は、どの部屋もドアの上に教室番号が表示され、10号館に比べてずいぶん高い位置にある。実際に、Aさんは1号館で授業がある際には、周囲にいる学生を見回して、同じ授業を履修している友達が出入りするのを確認してから、その教室に入っていくとのことであった。

ii. 自身の障害を知らない教員が多い

福祉学科の教員は、当然彼のことを知っており、授業で配布するプリント類も大きな字で印刷するなどの工夫を徹底することが可能だが、他学科の教員の場合、知らなければ配慮すべき点にも気がつかずに授業が進められていく。そんななかA君は、「ここは盲学校ではないから、ある程度は我慢

が必要」と語っていた。

(2) 車椅子使用するBさん

① 学内生活送るうえで、不自由に感じる点

i. エレベーターの混雑で移動が困難

休み時間になれば一斉に移動が始まり、特に多くの学科の学生が授業を受ける10号館は、エレベーター前から出入り口の自動ドアまで行列になるほど混んでいる。そんななか、Bさんは人の波が少し落ち着くのを待ち、あえて時間差でエレベーターに乗っている。そのため、授業開始の時間に間に合わず、遅刻してしまうこともある。

4) 大学と障害学生

新宿キャンパスの2名の担当者に対して行ったインタビューを以下にまとめた。

(1) 受け入れの背景

目白大学の障害学生の受け入れは、岩槻キャンパスからあったが、近年は社会が大きく変わり、障害を持つ高校生や社会人が進学を希望する、また、就労して「自立」しようとする傾向が増えてきた。そのような現状のもと、自然と大学への進学を希望する生徒が増加し、近年、大学も進学希望の意思、能力、学習意欲、大学生活を送れる力があると判断されれば、入学を許可しており、「学べる場」を広げていこうとする姿勢である。するよう取り組んでいる。

(2) 受け入れと対応

① 目白大学に受験を希望した際の対応

受験希望者に対して基本的に障害程度による制限はなく、文科省の方針にのっとり、誰でも受験ができる。

② 受験時の対応

視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱

など、個別に応じて特別措置が設けられているが、選考は一般の試験と同様である。

③ 合格後の対応

入学前の2月頃に一度、本人、保護者、教員で大学内を見学する機会を設けている。その際、障害を持った本人が自ら不自由な箇所を感じ、その要望に応えるように配慮している。しかし、入学して学内生活を送るなかで、問題が徐々に見えてくる部分もある。

⑤ 障害学生の在籍者数

2009年現在、新宿キャンパスには12名が在籍しており、人間学部7名、外国語学部3名、短大1名、大学院1名である。心理や福祉に在籍する学生が多く、障害種別では肢体不自由者9名、視覚障害者2名、聴覚障害者1名である。障害程度は1級2名、2級3名、3級4名、4級・5級が各1名であった。しかし、大学に申請しない内部障害、発達障害の学生の数は把握できていない。

④ 入学に関わる大学の対応例

車いすを利用する学生に対して10号館1階にある障害者用トイレの改修、視覚障害学生にとってガラス張りの自動ドアは、出入り口以外のガラスとの違いが分からず危険との訴えに応じて、ドアが開閉する箇所に二本の黄色いテープを貼った、聴覚障害学生に対して実習の授業に手話通訳者を配置した、などである。

(3) 障害学生の学内生活と支援

① 障害を持つ学生の学内生活

ハンデのある学生は、他の学生が休憩をとっている間にも、学習で遅れないように非常に努力して勉強に励んでいる。そのため、友人との関係が希薄な状態になり兼ねない状況で、友人をつくり、交流できる環境を整備しつつサポートしていくことが重要である。

② 障害学生が勉強しやすい環境と教育

障害を持つ方にとって勉強に取り組みやすい環境にいつそう配慮する。学習しやすい設備なども重要であるが、学生の障害特

性を意識した教育が大切である。

③ 支援体制

障害学生に誰でも対応できる支援体制を研修やローテーションを重ねることで作り上げていく。

④ 障害学生の意識

障害学生も自ら積極的に支援を求める姿勢が大事であり、支援もそこから広がることを意識するような関わり方も必要であろう。

4. 考察

1) 学生のバリアフリーに関わる意識

目白大学の心理、福祉、社情、メディア、経営の5学科の3年生を220名を対象に「バリアフリー」に関する設問を分析した結果、「バリアフリー」を「知っている」と答えた学生は全体の94%であり、この用語が目白大学生によく知られていることが認められた。この結果は、2005年の内閣府がおこなったバリアフリー推進のための意識調査⁸⁾で、20歳代のバリアフリーの認知度は「ことばも意味をも知っている」が92.9%、「ことばは知っている」が4.1%であり、あわせて97%が認知していた数値に比べてわずかに少ないが、本結果は大学3年生に限定していることを勘案すると、ほぼ近似した数値と思われる。

しかし、バリアフリーの理解程度は学科間で異なっていることが認められた。つまり、「知っている」と答えた学生のうち、心理、メディア、経営は「点字・スロープ等」といった実際の設備をあげたものが多く、日常生活のなかで目にする「物理的なバリアフリー」をまず考えたと思われる。一方、障害者が少しでも不自由なく生活していけるよう、設備にとどまらず「環境」について主に考え、「社会への進出」も考慮したのは、福祉の学生であった。この違いは、学科間で有意な差であることから、3学年までの専門科目の授業による学びが反映していると考えられた。

大学で「学内でバリアフリーを配慮した場所」は各学科とも「エレベーター」であった。これは車いす用のボタンが分かりやすく表示さ

れている、普段からエレベーターを利用する、ことが反映した結果であろう。また、「階段」と「トイレ」は心理とそのほかの学科で認知度が異なっていた。心理は「階段」、他の4学科は「トイレ」をあげた学生が多く、心理と福祉では有意差が認められた。このことは、大学内で生活するなかで日常利用し目にする環境の違いが回答に強く影響していることを示唆している。

このような回答傾向を、4つのバリアーの観点からまとめると、学生は、物理的バリアを主とした学生の目に触れる、自らも恩恵を受けた経験があるものであり、それ以外の文化・情報面、意識、制度のバリアフリーまで意識化されていないと推察された。

一方、障害学生のバリアフリーに関わる聞き取りからは、大学内の環境に障害学生が生活しにくい、我慢せざるを得ない状況があることも判明した。10号館は物理的バリアを除去する配慮がされているが、建設時期が古い建物では、机の配置、教室番号の位置など視覚障害者や車いすを利用する学生には不便であった。このことは、健常学生には全く気づかない視点といえる。そのため、障害学生のみから見た学内のバリアーについて謙虚に耳を傾ける必要がある。

また、バリアフリーに配慮された車いす用のエレベーターも授業前の混雑時には乗りにくいこと、更に、低層の1号館ではエレベーターに学生が一杯で乗れないなど、マナーを含む心理的バリアーの意識が低いことが、アンケート結果と軌を一にしていると考えられる。この改善には、「たばこ」に対するマナー活動と同様に、5階までは階段を利用するなどの意識的なマナー運動や啓発が必要であろう。

Bさんは日常さまざまな介助を必要としており、自ら学生へボランティアを募集したが、人手不足というのが現状であった。このように、個人による募集やマンパワー確保がBさんにとってバリアーになっており、それを解決する修学支援体制が求められる。

バリアーは、バリアーに対する学生の意識の違いと障害学生においても障害種や個人的ニーズによってバリアーも異なることが認められ、このことを理解して支援を考える必要があると

思われる。

2) 学生の障害および障害学生に対する意識

「今まで何らかの障害を持つ方と関わったことがある」と答えた学生が全体の76%、「学内で障害学生を見かけたことがある」は100%であったのに対して、「学内で何らかの障害を持つ方と関わったことがある」と答えた学生は全体の24%であった。このことから、学内において障害学生を目にしても実際に関わりことが少ないことが推察できた。

しかし、学内で障害を持つ人が困っているのを見つけた場合、「自ら積極的に声をかける」は30.4%であるのに対して「声をかけられれば手助けする」と答えた学生が57.7%で、自ら声をかけるというよりは本人からニーズを求められた場合、関わりを持つ学生が多いことも明らかになった。上記の内閣府調査⁸⁾では、20歳代で外出時に「常に手助けをしている」と「できるだけ手助けをしている」が53.8%、「手助けしたいが行動に移していない」が44.3%であった。単純に比較はできないが、目白大生は障害学生への支援に対して少し消極的な傾向がうかがえる。

一方、「自ら積極的に声をかけ、手助けする」という意見は、現場実習を終えた学生の多い福祉よりも心理で有意に多かった。「人のこころ」について日ごろから学んでいる専門科目の影響、学科による学生の気質などが、学科による違いの要因にあげられよう。心理の学生のように、相手が何を求めているのかを周囲の人々が察知していく姿勢が非常に重要であると考えられる。

しかし、内閣府調査⁸⁾において「心のバリアフリーを実践しているか」の質問に、20歳代では「そうおもう」「まあまあそう思う」人が32.6%で、世代があがるにしたがって増えている。また、平成18年度の「障害者に対する世論調査」⁹⁾の結果では、「障害のある人が身近で普通に生活しているのが当たり前」の考え方や「障害のある人と気軽に話したり手助けをした」経験がそれぞれ60%、「障害のある・なしにかかわらず、誰もが社会の一員として尊重し、支え合う「共生社会」」の認知度も40%であるが、後

者では20歳代が26.7%と年代別で最も低い。これらのこととアンケート結果を考え合わせると、若い世代の学生に対して「心のバリアフリー」や「共生社会の理念」を理解して実践するには、学生の性格の違いも関係するとはいえ、多少は困難をとまなうものであるため、一定の支援を経験する機会を設定する啓発を通じて育てることが必要と考えられる。

障害を「特別に感じる」学生は全体の約37%で、「特別でない」が63%であった。「特別でない」の数値は「同じ人間であることに何ら変わらない」、「自身がなりうる可能性を感じている」学生が少なくないことを示していると思われる、どれだけ「障害の意識」を身近に置か、によってこの判断が左右されたのではないかと推論された。また、「個人の特徴・個性」ととらえた学生は心理と福祉で他学科よりも多くみられた。2学科には障害学生が在籍しており、学生も「学内で関わりを持ったことがある」と答えた人が他学科に比べて多く、日常性が反映した結果であろうと推察された。

一方、「特別に感じる」と答えた理由のなかに「不自由・ハンデがあるから」というものが多い反面、「障害を特別と考えることで、その人たちへの環境づくりに取り組むことへつながる」と述べており、決して表面的な部分だけを見ているのではなく、その先の支援にまで目を向けてとらえている学生も存在した。そして、学内において障害学生との関わりが少なかった社情、メディア、経営の学生も、少数ではあったが障害は「周囲がフォローすべきこと」と支援に対して前向きな姿勢を示す学生もいた。

このようなアンケートの結果から、多くの目白大生は障害学生を手助けすることに対して必ずしも非協力的であるとはいえないと思われる。そのため、障害を持つ学生自身も、周囲へ積極的に支援を訴えることも必要であり、学生自身もそれを受け入れて、ともに大学生活を過ごせるようなインクルージョンの体制が築くことができる素地は十分備えていると考えられた。

3) 大学の修学支援と課題

2008年の「大学・短期大学・高等専門学校に

おける障害学生の修学支援に関する実態調査³⁾から、障害学生が在籍する大学が710校でこの4年間で242校も増加し、障害学生も5,404名と全学生の0.17%を占めるようになった。2004年度の調査に比べて学校数でその割合も40.1%から17.6%増えて半数を超えた。そのため、大学生活で視覚障害と聴覚障害、重複の学生の約70%が修学支援を必要としている。しかし、その支援体制は大学により異なり、障害学生委員会などがある学校は7.5%、修学支援の部署を持つ大学は2.4%とさらに少ない。

目白大学の東京キャンパスはどうか。現在、人間学部を中心に12名が在籍して学んでいる。この数は毎年ほぼ同程度に推移している。現在、東京キャンパスには5月1日現在で4,978名が生活しており、障害学生の割合は0.24%と全国レベルよりも0.07%ほど高い。バリアフリーも10号館を中心に、自動ドア、エレベーター、トイレ、階段の手すり、スロープなど整備されている。しかし、ここ3年間では障害学生の指摘に応じて自動ドアの開閉箇所がわかるように黄色いラインをつけたこと、外の段差がある階段に黄色いラインを引いたこと、視覚障害者の教育支援機器（点字プリンター、拡大読書器、読み上げソフトなど）の配備などがおこなわれた。障害学生の意見に応じて整備された環境は、ドアや階段にラインが引かれたことで衝突や足を踏み外すリスクを低下されており、障害を有さない学生にとっても利便性があることを理解する必要がある。

障害学生に対する大学の組織的支援はこれからである。障害学生委員会は設置されているものの具体的な活動がおこなわれておらず、障害学生が入学する際の相談を受ける教員が配置されているだけで、入学後の修学支援体制はこれからといえる。現在、支援を必要とする学生は個人的に支援者を募集しており、大学は障害学生を支援するボランティアなどの支援体制はまだである。ノートテイクなど具体的な支援には支援者の確保や支援するための技術^{10) 15)}が習得されている必要がある、組織的に対応することが重要であろう。このような取り組みは学生のみならず大学自体の育ちにつながるものと思

われる¹¹⁾。

この問題は、全国の大学でも共通しており、独立行政法人日本学生支援機構や拠点校などと連携しながら目白大学の实情にあった修学支援が行われることが期待される。

現在、目白大学では授業方法の開発の一環としてICTの活用が試みられている。国でも情報バリアフリーの促進に力を入れており⁹⁾、目白大学においても教員・学生に対してだけでなく、障害学生に対する情報・授業の支援としてICTを有効に活用する視点も必要であろう。

障害学生からは点字ブロックの提案もあった。しかし、車いすの学生にとって点字ブロックは走行の邪魔になるだけでなく、大学構内の美的環境にそぐわないともいえる。このようにハード面の視点だけで障害学生の環境整備をすることは費用に対する効果の面でも疑問である。点字ブロックがなくても手をさしのべる「心のバリアフリー」を理解した学生を育てることの方が、社会に通用する「心優しい人材」を送り出すことになるのではないか。

アンケート結果にみるように、目白大学の学生は、バリアフリーの認識に学びの機会や日常生活環境に影響されていること、また、「声をかけられれば支援する」素晴らしい感性と素地を持っていること、が明らかになった。このような学生に対して、バリアフリーの基本理念、障害についてなど、理解をより深めるために学習する、知る機会を大学が意識的につくる必要があると考える。また、実践的に、障害学生を支援することは学生にとっても、教員にとっても「ともに育ち」を支えることになり、人材育成の観点¹⁶⁾からも意義があると考ええる。

全国的に大学には外見からは障害を判断できない内部障害や発達障害学生が入学するようになってきており、本大学も例外ではないであろう。もし、彼らに対して特別な対応がとられていないとすると、増えつつある発達障害を含めた障害学生にとって、学内環境、授業環境も困難さを提供している可能性がある。彼らが生活しやすい、学びやすい環境は他の学生にとっても学びやすい環境といえるであろう。そのためには、彼らの視点、「下から目線」を参考にして

調和のとれた学内環境の整備と修学を支える体制作りが緊急かつ重要な課題になってきた。

5. おわりに

目白大学、特に、新宿キャンパスの10号館は2005年に新築されたバリアフリーに配慮した校舎である。しかし、在籍する障害学生の視点からみると生活しにくいこともあると聞く。特に、エレベーター、授業支援、友人関係、教員の意識に対する注文が多い。

大学には障害学生委員会の名称は存在するが、その活動ははっきりしない。また、学生支援部にも障害学生支援や修学支援という明確な表示もなく、個々の依頼に対して対応しているのが現状である。大学は一定の能力を持ち、希望を抱いた学生が入学し、学習、大学生活を通じて成長し、社会に飛翔する支援を通じて有為な社会人を育てている。これからは社会を構成するさまざまな人間がともに支え合うインクルージョンが理想とされるようになってきた。その観点は、大学においても同様であろう。ともに学ぶことを意識的に指導する大学の支援・教育体制が求められており、それは、「主・師・親」の建学の精神と軌を一にするものと考えている。

さまざまな学生が集うなか教員が学生を「見捨てることなく」、教員も学生も障害学生もともに育つ謙虚な意識で向き合うことが重要であり、「心優しく」社会で活躍する人材を「育てて送り出す」ことになることを期待したい。この積み重ねこそが、大学の質を更に高めることにつながると考えられる。

【謝辞】

本報告は村岡 蘭氏の卒業研究で得られたデータに基づいて作成された。アンケートに協力いただいた学生および集合調査にご協力いただいた教員、聞き取り調査などに快く応じて下さった皆様、投稿をご了承いただいた皆様に心より感謝いたします。

注) 近年、「障がい」の記述が多くなってきたが、本稿では法律用語としての「障害」を使用した。

【引用文献】

1. 青木慎太郎「障害学生支援の構図」Core Ethics, 3, 1-12, 2007.
2. 独立行政法人日本学生支援機構 学生生活部特別支援課「大学・短期大学・高等専門学校における障害学生の修学支援に関する実態調査（結果）報告」大学と学生臨時増刊, 526, 42-45, 2008.
3. 独立行政法人日本学生支援機構 学生生活部特別支援課「高等教育機関における障がい学生の実態について」大学と学生, 520, 42-45, 2008.
4. 藤井克美「日本福祉大学における障害学生の受け入れ・支援の現状と課題」ノーマライゼーション, 28, 6, 18-21, 2008.
5. 国立特殊教育総合研究所『ICF及びICF-CYの活用試みから実践へ—特別支援教育を中心に—』ジアース教育新社, 2007.
6. 長澤慶幸「同志社大学における障がい学生の受け入れおよび支援の現状と課題」ノーマライゼーション, 28, 6, 14-17, 2008.
7. N. E. バンク-ミケルセン 花村春樹 訳『ノーマライゼーションの父その生涯と思想』ミネルヴァ書房, 90-194, 1994.
8. 内閣府編『バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進普及方策に関する調査研究報告書』2005.
9. 内閣府編『平成19年度版障害者白書』東京コロニー, 2007.
10. 日本聴覚障害学生高等教育ネットワーク情報保障評価事業グループ編著『大学ノートテイク支援ハンドブック』人間社, 2007.
11. 岡田孝和「障がい学生支援室設置によって生まれたサービスの充実」大学と学生, 520, 39-45, 2007.
12. 太田晴廉「静岡福祉大学の障害学生支援、現状と課題」ノーマライゼーション, 28, 6, 22-25, 2008.
13. 炭谷 茂『社会福祉の原理と課題—「社会福祉基礎構造改革」とその後の方向』社会保険研究所, 2004.
14. 殿岡 翼・西村伸子「大学における障害学生の受け入れ状況」ノーマライゼーション, 28, 6, 8-13, 2008.
15. 鳥山由子監修『視覚障害学生サポートガイドブック—進学・入試から卒業・就職までの実践的支援ノウハウ』日本医療企画, 2004.
16. 鳥山由子「共生の時代を担う人材育成をめざして—筑波大学の障害学生支援プログラム」リハビリテーション研究, 122, 7-11, 2005.
17. 鶴岡大輔「障害学生支援の現状と課題」リハビリテーション研究, 122, 2-6, 2005.
18. 柳井久江『エクセル統計』オーエムエス, 1998.
19. 吉原正治「広島大学からの提言「高等教育のユニバーサルデザイン化」と実現のための取組」大学と学生, 482, 21-26, 2004.

